



旭川市 ふるさと納税のご案内

～ デザイン創造都市あさひかわを応援 ～

旭川市では、「デザイン振興基金」を創設し、皆様からの寄附金を募っています。
皆様からの寄附金は、デザインの力で地域の未来を創るための活動に
大切に使用させていただきます。

税額が
控除される

- 旭川市に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附額のうち2,000円を
越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除され
ます。(一定の上限はあります。)

お礼の品が
もらえる

- 旭川市外にお住まいの方が旭川市に「ふるさと納税」をしていただくと、
感謝として、素敵なお礼の品をお届けします。

使い道を
決められる

- 「ふるさと納税」をお申し出の際、デザイン振興基金など、
旭川市のまちづくりの用途を指定できます。

【 寄附の手順 】

ふるさと納税寄附受付ポータルサイト又は、申込書で寄附をする

寄附額、寄附の使い道、お礼の品を選択

お礼の品や寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書が届く

確定申告又はワンストップ特例申請

所得税還付・住民税控除

詳細は
ウェブサイトを
ご覧ください。

あさひかわ応援寄附金
(旭川市HP)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/furusato/index.html>



デザインを推進しています
(あさひかわ創造都市HP)

<https://design-asahikawa.jp>



～ お問い合わせ先 ～

寄附
について

旭川市税務部税制課税制係
TEL:0166-25-5604

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎2階

デザイン
推進事業
について

あさひかわ創造都市推進協議会事務局

(旭川市経済部産業振興課) TEL:0166-65-7047

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川リサーチセンター

旭川市

企業版

ふるさと納税(地方創生 応援税制)のご案内

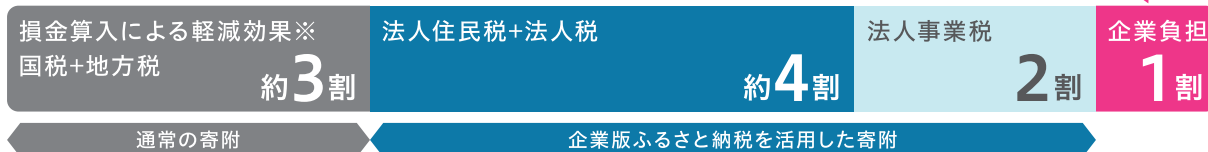
～ デザイン創造都市あさひかわを応援 ～

旭川市では、企業の皆様からの地方創生の活動を応援する寄附金を募っています。
企業の皆様からの寄附金は、「デザインを生かした持続可能な都市創造プロジェクト」
などの活動に大切にに使わせていただきます。

企業版ふるさと納税は、旭川市が取り組む地方創生事業に対し、企業の皆様が寄附を行った場合に、
税制上の優遇措置が受けられる制度で、最大で寄附額の約9割が軽減されます。

● 企業様における課税の特例(税額控除)

軽減効果最大約9割に!



※企業が地方公共団体に寄附した場合はその全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

● 企業様のメリット

社会貢献

企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]



地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした
新事業展開

【 寄附の手順 】

デザインのプロジェクトなど事業を指定し、寄附申込書を提出

寄附の払い込み、受領書の交付

税の申告手続き

詳細は
ウェブサイトを
ご覧ください。

企業版ふるさと納税を
募集しています(旭川市HP)

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/furusato_corporate/index.html



デザインを推進しています
(あさひかわ創造都市HP)

<https://design-asahikawa.jp>



～ お問い合わせ先 ～

寄附
について

旭川市総合政策部政策調整課

TEL:0166-25-5358

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階

デザイン
推進事業
について

あさひかわ創造都市推進協議会事務局

(旭川市経済部産業振興課) TEL:0166-65-7047

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川リサーチセンター